

2026年度9月入試 大学院入試問題 解答または解答例

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 (英語) / 専門科目 ()

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

問1

下線部に関してはおおむね次のような訳文となる。

問2

おおむね次のような訳文となる。

2026年度9月入試 大学院入試問題 解答または解答例

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (憲法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

問1 3つの用語について、判例の内容や通説的な説明を精確に述べられるかがポイントとなる。

問2 営業の自由の規制に関する合憲性審査の判例法理として知られる規制目的二分論について、薬事法事件最高裁判決と小売市場事件最高裁判決の内容を的確に整理したうえで、目的二分論に対する評価を適切に述べられるかがポイントとなる。

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (商法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

【設問1】

解答例

・株主総会決議取消しの訴え（会社法831条1項）における訴えの利益の基本的な考え方（形成訴訟であり原則として訴えの利益が認められるが、時の経過や事情の変更で訴えの利益が失われる場合がある）

・役員選任決議取消しの訴え提起中に当該決議で選任された役員がすべて退任したときの訴えの利益の帰趨についての判例の基本的な立場（訴えの利益が失われることが原則であるが、特段の事情があれば訴えの利益は失われない）

・上記を前提に、先行決議が取り消されれば地位を失う取締役が招集した株主総会の終結により先行決議で選任された取締役退任したときの先行決議取消しの訴えの利益の存否（瑕疵の連鎖があり先決関係となるときには、後行の決議が全員出席総会によるものである場合等を除き訴えの利益は失われない）

・上記を踏まえて問いに示されたそれぞれのケースにける先行決議取消の訴えの利益の帰趨

※判例のように後行決議の効力を争う場合に先決関係にある総会決議取消しの訴えの利益は失われずとする立場のほか、そのような場合であっても訴えの利益は失われるとする見解によっても差し支えない。

【設問2】

解答例

① 判例・多数説の立場（譲渡会社の債権者の信頼を保護するため、譲渡人の営業によって生じた債務については、譲受人も弁済責任を負う旨を定めている）

② 上記①の問題点の指摘（商法17条1項（会社法22条1項）の趣旨を外観信頼保護と解するのであれば、同条1項がなぜ債権者保護を債権者が善意の場合に限定していないのか、など）

③ 自説の展開（例：同条同項の趣旨は、外観保護ではなく、営業上の債務は営業財産が担保となっていると認められることから、債権者を保護するために、営業譲受人に債務引き受けを義務付けたと解するべきである（※））。

（※上記では、有力説のうち、いわゆる企業財産担保説の立場に基づいて記載したが、その他の立場に基づいて論じても（あるいは、有力説の難点を指摘したうえで、判例・多数説の立場を支持し

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (知的財産権法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

第1問

設問1

本問は、発明冒認を理由とする特許の取戻し（特許法74条1項）において、善意第三者を保護する権利外観法理（民法94条2項類推）の適用が可能か否か、可能であるとしてどのような場合に適用要件が充たされるか等の理解を問う問題である。参考になる裁判例として、東京地判令6・4・17令4（ワ）19222号（ヘアアイロン事件）、知財高判令6・10・10令6（ネ）10044号（同2審）がある。

設問2

本問は、基本発明の構成を利用した発明が（基本発明よりも）先に出願された場合に、共同発明の場合の共同出願違反に準じた扱いをして、基本発明の発明者による当該特許権の持分取戻し（特許法74条1項、特許法施行規則40条の2）を認めるべきか否かを問う問題である。

設問3

本問は、特許を受ける権利が二重譲渡された場合における対抗要件の理解を問う問題である。特許法34条1項にいう「第三者」からは、背信的悪意者が除外されるとする通説のほか、悪意者一般が除外されるとする有力説がある。当該第三者をどのように解すべきか、背信的悪意者除外説を採用した場合にRはそれに該当するか等を明快に論ずることが求められる。参考になる裁判例として、東京地判平21・1・29判時2102号122頁（バリ取りホルダー事件）、知財高判平22・2・24判時2102号98頁（同2審）がある。

第2問

本問は、適法引用の要件としての「公正な慣行」の「慣行」として、通常の意味における慣行すなわち当該引用事例の集積を求めるべきか否か、「公正」の解釈においてベルヌ条約9条2項等が定める3 step testを参酌すべきか否か、被引用著作物の出所明示が「公正な慣行」を形成していると認められた場合の侵害成否についてどのように解すべきかを問う問題である。とりわけ3点目においては、著作権法119条の侵害罰則と同48条1項違反の罰則（同122条）との関係性について言及することが求められる。

法律学 専攻 領域 博士前期/修士・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (民法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

I (1) ①は民法536条の危険負担に関する債務者主義の理解を問う基本的な設問である。売買目的物の滅失につき引渡債務の債務者である売主に帰責事由がない場合に、引渡しについての債権者である買主がその危険を負担し、なお代金支払債務を負うかが問われている。

これに対して、I (1) ②では、民法492条による弁済の提供によって、債権者である買主が受領遅滞に陥っている間に目的物が滅失した場合の対価危険の負担について問うものである。民法567条1項について検討することが求められている。

I (3) では、すでに目的物が買主に引渡された後に、買主の帰責事由なくして目的物が滅失した場合に、買主がなお代金支払債務を免れないかが問われている。

II は、「物権的請求権と費用負担」という論点につき、簡単な事例を挙げて論点を示しつつ、その当否を論じる必要がある。示した事例について、侵害者に帰責事由がない場合に、その侵害している物の撤去費用を侵害者が負うのか(行為請求権説)、被侵害者が一旦負担してその費用の償還を侵害者に請求するのか(忍容請求権説)などを論じる必要がある。

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (刑事訴訟法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

①解答又は解答例

1. 設問1

最(三小)平成13年4月11日決定(以下「平成13年決定」)の《命題A》にいう「審判対象の画定という見地」からの要請によれば、〈訴因の特定に不可欠な事項〉の変動があれば訴因の変更を要するのと同時に、《命題B》にいう「争点の明確化など」からの要請としては、不意打ちの防止などの観点から、「一般的に、被告人の防御にとって重要な事項」であって訴因に明示されたものの変動があれば、原則として変更を要する。

[事例]においては、《命題B》が妥当するという結論と《命題A》が妥当する(つねに訴因の変更を要するという場合に当たる)という結論がありえる。すなわち、運行の実施にあたって「ハッチの蓋の故障を放置し」という点を構成要件該当事実としての過失行為ととらえるのと同時に、判決における過失行為を「当日の運行を中止すべき.....義務.....を怠り.....運行を決定して実施した」という点に認めるのであれば、実行行為そのものの変動として〈訴因の特定に不可欠な事項〉の変動にあたるものと理解する余地がある。他方で、訴因についても判決においても、ともに運行の実施を回避すべきという義務に違反する行為であって、注意義務の内容の具体部分に変動があるだけのものと(注意義務の内容をある程度まで抽象化して)とらえるのであれば、「一般的に、被告人の防御にとって重要な事項」の変動にあたるものと理解しうる。

2. 設問2

*問2-1

日本国憲法第37条第2項前段に定める証人審問権の意義については、被告人による反対尋問の機会の保障を意味するところ、その保障の対象が形式的意義の証人であるのか実質的意義の証人であるのかという点が問題となる。最(大)昭和24年5月18日判決にいう「証人」の定義が前者の立場を示唆するものと読めるところ、最(三小)平成7年6月20日判決にいう同項の「趣旨」は、退去強制にかかる事情のいかんによって証拠能力を欠く余地も認めたとする点をとらえて、後者の立場からも説明できる。

*問2-2

Wに対しては被告人の側からの反対尋問が実施されなかったことから、主尋問におけるWの証言は反対尋問を経ない公判廷供述となる。この種の供述の証拠能力については、憲法における証人審問権を保障しえないという事案となる。また、伝聞法則との関係では、反対尋問を経ない供述証拠という定義によれば、Wの証言が伝聞証拠にも該当する。

もっとも、主尋問における供述には信用性の情況的保障を認めうることや、いわゆる供述不能その他の事情による証拠の必要性を肯定できることなどから、一定の場合に証拠能力が肯定される。Wがもはや死亡している本問においては、たとえば、刑事訴訟法321条1項1号の類推によって要件を導出できるということであれば、Wの証言の証拠能力を肯定しうる。

②出題意図

1. 設問1について

本問においては、訴因の変更の要否について判例に示された判断の基準の意義を明らかにしたうえで、その基準の適用が問題となる業務上過失致死の事例（架空の事例）に対する基準の適用にあたって、犯罪構成要件の性質や構成要件該当事実をふまえた検討が要求されている。

2. 設問2について

問2-1においては、日本国憲法第37条第2項前段に定める証人審問権の意義について、必要に応じて判例にも論及したうえで、保障の意義を明らかにすることが要求されている。

問2-2においては、反対尋問を経ていない証言の証拠能力について、このような場合の証拠能力の要件をその根拠とともに明らかにしたうえで、証人審問権との関係および伝聞法則との関係で、本問におけるWの証言がその要件を充たすものであるのか否かに論及しなければならない。

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (刑法)

※解答→記述問題等解答を明示することが難しい設問については不要です。その場合は解答例をお示しください。

※解答例→解答のポイントや方針等について、明示してください。1～2文の簡潔なもので構いません。

※枠のサイズは、適宜ご変更いただいて構いません。

【問1】

最初に、直接実行者Yが実現した事実が強盗致傷罪にあたることを確認する必要がある。その上で、当初Xが関与した際にいかなる範囲の事実につき意思連絡が成立していたといえるかを検討し、Yとは初対面であって同人の性格等を把握していなかったこと、あくまで睡眠薬で眠らせて金品を奪う認識であったため、Yが突然Aに対する暴行に及んだ際には驚いていたことなどを指摘し、Xとの間には昏睡強盗罪の意思連絡しか成立しておらず、1項強盗罪の事実についてはこれに「基づいて」行われたとはいえないこと（いわゆる「共謀の射程」外の事実であること）を確認する必要がある（その際、もう一人の共犯者であるZと対比しながら論じると明快になる）。次いで、これらの経緯を把握した上で現金の奪取に加担した点につき、いかなる範囲で罪責を問い得るか、承継的共同正犯の成否が問題となる。以上につき、本問類似の事案である東京地判平成7・10・9判時1598号155頁を踏まえた上での検討が求められる。

【問2】

本問では1項詐欺罪の成否が問題となるが、その際、①金融機関において口座開設を申し込んできた者が暴力団員であるか否かという点が、対応した職員にとって、通帳及びカードを交付するか否かの判断の基礎となる重要な事項といえるかどうか、②仮に外見上は普通に口座開設を申し込んでいるだけで積極的に詐術を用いたとまではいえないとしても、なお挙動による欺罔が存在したといえるか、が論点となる。特に①の検討に際しては、問題文の前半に示されているような社会的背景を踏まえた上で、金融機関の置かれている状況を考慮に入れる必要がある。以上につき、本問類似の事案である最決平成26・4・7刑集68巻4号715頁を踏まえた上での検討が求められる。